

○横山幾夫市長     お答えします。

御提案ありがとうございます。前向きに取り組んでまいります。

○川島洋一議長     以上で14番千光士伊勢男議員の一般質問は終結いたしました。

9番 安藝久美子議員。

○9 番（安藝久美子議員）     通告に従いまして一般質問を行います。

1つ目に子ども・子育て支援新制度と自治体行政の子供をめぐる緊急課題と、2つ目に高齢者、障害者の施策についてお伺いをいたします。

それでは1つ目の子ども・子育て支援新制度と自治体行政の子供をめぐる緊急課題についてお伺いをいたします。安芸市においても少子化対策が打ち出されて何年になるでしょうか。安芸市への定住策として内原野団地が挙げられてきていますが、人口減少にストップがかかり、経済・産業が潤っているのでしょうか。それどころか若者の流出が激しくなり、今では地域どころか自治体存続が危惧され始めました。そこでお聞きをいたしますが、ここ10年間の若者流出人口はどのようなになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○川島洋一議長     企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長     お答えいたします。

統計上、若者という定義がございませんので、厚生労働省が若者無業者の統計で用いる15歳から34歳まで、これで比較してコーホート法によりまして推計しますと平成16年3月末の住民基本台帳の15歳から34歳の人口は4,369人です。10年後の平成26年3月末にはこの方が25歳から44歳になっており、その人口は3,783人となっておりますので、10年間に586人減少していると、推定値ですけれども、なります。

○川島洋一議長     9番 安藝久美子議員。

○9 番（安藝久美子議員）     統計上、そういうふうになっているということですが、安芸市から若い人が出ていくということはこれまでもいろいろな方が質問されましたけれども、安芸市にとってやっぱりちょっと痛手になっていると言えらると思います。

子ども・子育て新制度を来年4月から実施しようとしています。こうした子供を大切に育てる、安芸市を担っていく子供を育てるという点でお伺いをしてまいります。子ども・子育て会議がこれまで何回行われ、どのように内容が検討されてきたのか進捗状況をお伺いをいたします。

○川島洋一議長     福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長     お答えいたします。

安芸市子ども・子育て会議につきましては26年3月25日に1回開催をしております。会議の内容につきましては、子ども・子育て新制度の概要説明、そしてニーズ調査の結果報告、国の提示する手引きに基づく量の見込みの報告を行っております。以上です。

○川島洋一議長     9番 安藝久美子議員。

○9 番（安藝久美子議員）     まだ1回しか行っていないということですね。

次に、条例化の予定は6月議会には出されていないので、9月議会に提案されるのでしょうか。

時間的に間に合うのかどうかお伺いをいたします。

○川島洋一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 お答えいたします。

条例につきましては、9月議会に提案するように進めてまいります。以上です。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) 進めていくということは間に合うということですね。

4つ目に条例化に向けての取り組みをお伺いをいたします。今後の検討事項、どんなものがあるのか。次回の子育て会議の開催日はいつになるのか。条例案をつくるに有する会議の回数は何回を予定していますか、お伺いをいたします。

○川島洋一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 お答えいたします。

条例化する項目といたしましては、地域型保育事業の認可基準、保育所等や地域型保育事業の運営基準等になります。

次回子ども・子育て会議の開催の予定は7月に予定をしております。

条例案をつくるに有する会議の回数ということですが、子ども・子育て会議は条例案を検討する会議ではなく、市町村が子ども・子育て会議の意見を聞きながら子ども・子育て支援事業計画を策定する会議ですが、条例案も子育て会議に説明させていただき、御意見をいただいて参考にしながら条例案を決めていきたいというふうに考えております。以上です。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) 子ども・子育て会議は条例を決めるところではないということになりますかね。ただ説明をして、その中で論議をしていくということになりますか。

もう1つ、先ほどお聞きをしましたがけれども、会議の回数というのは決められてないみたいですが、どれくらいの期間を考えているのかお伺いをします。

○川島洋一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 会議につきましては、子育て支援事業計画を策定するという事で会議のほうを招集しておりますので、来年度に向けまして計画を策定していきたいということで、回数ですが、四、五回を予定をしております。以上です。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) 四、五回ということですが、論議がちゃんとできるのでしょうか、心配になりますけれども。時間切れで国の案丸投げになるのではないかと心配をします。

施設の認可基準や運営基準、保育の必要性の認定などについてお聞きをします。施設の認定基準、運営基準、保育の必要性の認定とはどんなことでしょうか、お伺いをいたします。

○川島洋一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 お答えいたします。

施設の認定基準とは、認可基準を指していると思いますが、新制度における保育所等の認可に

つきましては、現行どおり県が行うため基準の市町村の制定はございません。ただし、新制度により新設される地域型保育事業につきましては、新たに市町村の認可事業と位置づけられるため、新たに条例の整備が必要となります。なお、認可基準には、どういうものかといいますと、人員に関する基準、これは保育士の配置数等についての基準です、設備に関する基準、必要な面積及び設備についての基準です、そして地域型保育事業の運営に関する基準、給食とか連携施設等についての基準等がございます。運営基準とは、市町村が認可を受けた施設、事業所の中で、教育、保育給付の対象となる施設、事業者を確認するための基準となるものです。具体的には、利用定員、利用負担額等の受領、運営規定等がございます。保育の必要性の認定とは、保育等を希望される全ての保護者の申請に基づき客観的な基準をもとに保育の必要性の有無や必要量を認定することになります。具体的には保護者の就労や妊娠、出産などの保育の必要性の有無、労働時間をもとにした必要量の認定を指しております。以上です。

○川島洋一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 58 分

再開 午後 3 時 4 分

○川島洋一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番 安藝久美子議員。

○9 番（安藝久美子議員） それでは詳しくお聞きをしてみたいです。

これまで議会答弁では安芸市の場合、これまでどおりの公立保育所で運営すると言っていました。現行制度は子供の保育を受ける権利を保障しております。しかし、新制度のもとでは親の就労時間、例えばパートや家庭の介護事情などの認定によって保育時間に上限が設定され、子供にとって必要な保育が受けられなくなる問題があると聞いています。どのような家庭が対象になるのでしょうか、お伺いいたします。

○川島洋一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 お答えいたします。

現行制度でも、子供の保育を受ける権利を保障ということですが、保育に欠ける児童、子供を預かるようになっております。現行の保育時間は 8 時間保育と保護者等の状況により居残り保育等を行っております。新制度に移行後も保育が細切れにならないように、パートタイムの就労を想定した保育短時間、これは 8 時間、フルタイムの就労を想定した保育標準時間、これは最大 11 時間が新制度で設定されており、現行の保育時間は維持されています。ただし、保育時間につきましては、市町村で保護者の 1 カ月当たりの就労時間、48 時間から 64 時間の範囲で下限を設定する必要があり、下限の設定時間以下の方につきましては保育を行うことができません。安芸市では、最下限である 48 時間の設定を予定しており、月に 20 日間就労した場合、1 日に就労時間が 2.4 時間以下の保護者の家庭の児童が対象となります。以上です。

○川島洋一議長 9 番 安藝久美子議員。

○9 番（安藝久美子議員） 説明をいただきましたけれども、1 日 2.4 時間という、そういう

方は少ないとは思いますが、ひょっとしたらあるかもしれません。なかなか働きたくても時間が短いという点もあるかもしれませんので、できるだけ気をつけて行っていただきたいと思います。

次に、最低基準について。この間の新聞報道では新制度導入に当たり、例えば3歳児15人に1人の保育士がうたわれています。これは安芸市でもできるようになるでしょうか。また、これまでは公費支出の対象外だった多様な施設や事業も基準を満たせば公費支出の対象になるようです。保育所の最低基準の堅持に加え、国の幼保連携型認定こども園では4歳児20人以下、5歳児25人以下とすべきとあるように拡充されようとしています。最低基準はどのようになりますか。今回の制度では企業が参加できるように緩和されようとしているようですが、このことについてどのように思うか、お伺いをいたします。

○川島洋一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 お答えいたします。

議員のおっしゃられる質問の内容は新制度において国が示している量的拡充と質の改善についての箇所だと思いますが、3歳児の職員配置につきましては20対1から15対1にすることにより、消費税増税分より財源が充当されることが決まっております。しかし、これは国基準が変更になるということではなく、あくまでも職員配置について20対1から15対1にすることにより、民間等の保育所に職員配置加算が支給されるということです。ただし、公立保育所に対しての職員配置加算については国からは示されておられません。安芸市でもということですが、保育士配置の国基準が変更になりましたら、安芸市も国の基準に従い変更していきたいというふうに思っております。以上です。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) 安芸市ではこれまでどおりで行うということになりますね。

次にお伺いをいたします。安芸市に該当する保育料などの保護者負担などはどのようになるのでしょうか、お伺いをいたします。

○川島洋一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 お答えいたします。

利用者負担額につきましては、現在国において公定価格が決定されておませんが、現行の保育制度の利用者負担額を基本に設定される予定であるというふうに聞いております。ただし、満3歳以上、満3歳未満の現在保育料2通りあるのですが、それに保育時間の保育短時間、8時間の保育と、保育標準時間、これは最大11時間の保育料ですが、その保育料の単価が追加されて所得に応じて、これは今現在と同じですが、所得に応じてそれぞれの保育料が決定されるというふうになっていきます。以上です。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) お答えをいただきましたけれども、現行のままっていうのか、保育料が上がるのかどうかお聞きをしたいと思います。

○川島洋一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長　上がるかどうかということですが、保育料の負担額につきましては今度新たに8時間の設定と11時間の設定ができます。今現在の保育料につきましても11時間の保育料で算定されておりますので、基準が11時間の保育につきましては現在と同額、8時間保育ですね、保育短時間のお子様の保育料につきましては現在よりは下がるというふうに認識をしております。以上です。

○川島洋一議長　9番　安藝久美子議員。

○9番（安藝久美子議員）　次にお伺いをいたします。直接契約施設の中には小規模保育を初め家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型では20名に満たない児童を受け入れる施設の地域型保育と20名以上の施設型保育、4型があります。小規模保育所に当てはまるのはたんぽぽ保育所だと以前にお聞きをしたところでした。原則ゼロ歳から2歳保育が提供されるのですが、たんぽぽ保育所は新制度ではどのように移行されるのでしょうか、お伺いをいたします。

○川島洋一議長　福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長　お答えします。

現在、たんぽぽ乳児保育所と新制度で設立される小規模保育事業への移行をする方向で協議を行っております。ゼロ歳児等の年度途中での保育の受け入れニーズ等も引き続き高いこともあり、市といたしましても条例等で認可できる体制を整えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○川島洋一議長　9番　安藝久美子議員。

○9番（安藝久美子議員）　たんぽぽ保育所につきましては、なかなかゼロ歳児から2歳児までの子供を安芸市が途中入所ができないということでお預かりをしていますが、よい方向で進めていただきたいと思います。

次に新制度では地域子ども・子育て支援事業に放課後児童クラブ、学童保育や延長保育、病児・病後児保育事業、妊婦健診などがあります。放課後児童クラブ事業、学童保育では設置と運営の基準に関する条例の設置が必要になります。今議会に提案された条例とのかかわりはどのようなのでしょうか。新たにつくり変えるのかお伺いをいたします。

○川島洋一議長　生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長。

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長　お答えいたします。

今回の提案しております議案第61号の学童保育所条例との関係でございますが、今回提案しております条例につきましては、地方自治法の第244条の2、公の施設の設置についてのことでございますが、土居学童保育所を開設することに伴う改正でありまして、先ほど設置と運営の基準と御質問をされましたが、そのあたりは設備と運営の基準だと思いますので、それとの関係となりますと今回の条例改正とその基準というのは直接的といいますか、また別物ということになってまいります。

その国が示しております設備と運営の基準につきましては、子ども・子育て三法の1つを受けまして児童福祉法が改正になってます。その中で、「市町村は放課後児童健全育成事業」、これ放

課後児童健全育成事業といいますのは児童福祉法の中では学童のことをこういった事業名で呼びますのでこういった言い方をさせていただきますが、「その事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならない。条例を定めるに当たっては事業に従事する者の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとして、その他の事項については厚生労働省令を参酌する。」というように児童福祉法の改正で条例で別に定めないかんということになっておりますので、その基準が国から省令で示されましたのが知事へ通知で来ましたのが5月末ということですので、それを受けまして9月議会へ上程できるように事務を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) 今回出された条例の中では土居の学童が設置をされるという部分で提案をされたということです。ちょっと指定管理者の問題もありますけれども、次に移らせていただきます。

新制度の学童保育の条例にはどのようなことが求められるのでしょうか、お伺いをいたします。

○川島洋一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長。

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

ここに国から来ました省令の通知の写しを持っておりますが、これを全部御説明しますといろんなところになりますので、大まかに申しますと、先ほど言いましたように設備及び運営に関する基準を定める条例でございますので見出しのみ申し上げますと、一番最初には「児童健全育成事業」、学童保育でございますが、その一般原則について定めます。それとか「非常災害対策」「職員の一般的要件」「職員の知識及び技能の向上」と「設備の基準」「職員の基準」「利用者を平等に扱う原則」「虐待の禁止」等々、そういった、何度も言いますが、設備、運営に関する基準を定める条例を策定するようになろうかと思えます。以上でございます。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) これから学童保育を市長はふやしていきたいと言っておりましたので、やはり学童保育に関しても子供を大事にするという点で、また働く親たちにとっての学童保育でありますのでどうかよい条例をつくっていただきたいと思います。

また保育のほうに戻りますけれども、条例化される前に少子化対策につながるよい視点の条例案の意見交換が必要だと思います。安芸市で安心して子育てができ、地域が必要とする保育所のための条例であるためには市民に説明の機会がいただけるようお願いしたいと思います。国の施策丸投げでは市民が不安を抱きかねません。説明会はどのように開かれるのでしょうか、お伺いをいたします。

○川島洋一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 お答えいたします。

条例化される前とのことですが、条例案は子ども・子育て会議にて説明をさせていただき、御意見等もいただく予定をしております。また、新制度に対する保護者等への説明につきましても

保護者を対象に説明会を行う予定をしております。以上です。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) 保護者対象に説明会を行うというのは具体的にはどういうことですかね。

○川島洋一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 保育所等で行う予定をしております。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) 新制度の条例ですので、しっかりと市民にもわかるように説明をしていただきたいと思います。

2番目に移ります。高齢者、障害者施策についてお伺いをいたします。1つ目に元気でいられる高齢者の居場所、あったかふれあいセンターについてお伺いをいたします。まず現状についてお伺いをいたします。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

あったかふれあいセンターの具体的な利用状況についてでございますが、年間の延べ利用者数は設立の平成22年度が4,818人、23年度が5,831人、24年度3,610人、25年度3,340人となっております。なお、センター登録人員につきましては平成22年度204人、23年度245人、24年度118人、25年度109人となっております。以上です。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) あったかふれあいセンターにはちゃんと登録人数というのがあるようです。知りませんでしたのでよかったです、お聞きをして。

ことしの4月になって、あったかに行くのを楽しみにしていた方が制限を受けたというお話を聞きました。誰でもいつでも集える場所として立ち上げたと思っておりますが、まず最初を振り返って、あったかふれあいセンターの目的をお伺いをいたします。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

あったかふれあいセンターの目的でございますが、子供から高齢者まで誰もが気軽に集い、子育て、生活支援、介護サービス等を受けることができる拠点を整備し、見守り、支え合いの地域づくり活動の推進を図ることを目的に平成22年5月に開設されたものでございます。以上です。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) この事業は大変私はよい事業だと思っております。平成22年の5月から介護予防の拠点施設として始まっておりますけれども、どのくらいの方が利用されているのか、具体的な利用状況をお聞きしたいと思います。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

さきの現状で申し上げましたとおりでございます。以上でございます。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) すみません。申しわけなかったです。年々ちょっと減ってきていると思います。一番最初は5,000人近かった、それが今3,340人となっておりますので、ちょっとというか少なくなっているということがわかりました。

次に、子供から高齢者、障害者など多世代の交流の場という点では、初めは土日も開いていたように思いますが、いつから週5日、月曜日から金曜日までになったのでしょうか、お伺いをいたします。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

設立当時は議員のおっしゃいますように土曜、日曜開所しておりましたが、土曜日、日曜日の利用者が少なくなったために、利用者の方と話し合いの上、平成24年度から週5日、月曜日から金曜日までの開所といたしました。以上でございます。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) 土日はいろいろと用事もあるでしょうし、そういう関係で利用者が少なくなったということが考えられるかもしれません。

あったかふれあいセンターは2年間は支援補助がありましたが、その後の変わったところをお聞きをいたします。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

平成22年度、23年度の2年間は高知県ふるさと雇用再生あったかふれあいセンター事業費補助金で実施をいたしておりました。平成24年度からは介護保険特別会計の地域支援事業に移行いたしまして、高齢者の介護予防拠点施設として事業を展開いたしております。以上です。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) 介護予防ということで、24年度からは介護保険の事業として使われるようになったということですね。

障害のある方も利用できるように外の階段に昇降機をつけていただきました。元気な方が利用するのであれば使う回数が少ないのではないかと、カバーがかぶったままではないのかと心配していましたところですが、利用状況をお聞きをいたします。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

センターの2階へ上がる昇降機につきましては、毎日利用されている高齢者が1名おります。

以上です。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) 毎日使用されているということで、本当に高齢になりますと、あ

その階段少し低いですが、上がるのになかなか上がれなかったりするので利用されているということでうれしいことです。

次に、当初要支援の方を連れて行きたくても断られていました。平成 25 年 4 月から要支援 1、2 の方、介護度 1 の方まで利用できるようになったそうですが、介護保険を見越した取り組みでしょうか、お伺いをいたします。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

あったかふれあいセンターは平成 24 年度から高齢者の介護予防拠点施設として高齢者の介護予防対策に重点を置いた事業を展開いたしております。したがって、要支援や軽度の要介護者認定者であっても学習会や体操などの介護予防に資する取り組みをすることによりまして自立に向けた効果が期待できると考えております。以上です。

○川島洋一議長 9 番 安藝久美子議員。

○9 番（安藝久美子議員） そうしましたら、介護度のある方が利用されているということで、介護度別の利用状況をお伺いをいたします。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

要支援、要介護認定者の利用状況でございますが、平成 24 年度、要支援 1 の方が 7 名、要支援 2 の方 6 名でございます。全員前年度からの継続利用者でございます。また、平成 25 年度は、要支援 1 の方は 8 名、要支援 2 の方 3 名、要介護 1 の方 6 名でございます。このうち新規に利用を始めた方は 7 名でございます。以上です。

○川島洋一議長 9 番 安藝久美子議員。

○9 番（安藝久美子議員） 25 年度からは介護度のある方が大変ふえているということになります。これを質問する前にあったかふれあいセンターをお伺いをいたしました。入院退院を繰り返していた方にお会いをいたしました。とても元気になってましてびっくりしました。というのはやっぱりそこがその人に合っている、そういう感じを受けました。今、市民課長がおっしゃったようによい方向に改善をされる、そういう場所であると思います。

次に、最初の目的は変わっていないと思いますが、毎日あったかで過ごしたい、ここが楽しい、送迎もしてくれる、体操もやっているの声を聞くと、以前伺ったときとはテーブルの配置や雰囲気が変わっていました。工夫を凝らして、座ってばかりでは疲れるので横になれるところをつくったとお聞きをいたしました。この施設は、場所の広さなどから 1 日の人数制限はあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

1 日当たりの最大受け入れ人数につきましては 20 名程度ですが、いきいき百歳体操実施時には 15 名程度の受け入れが可能となっております。以上です。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) それほど広くはありませんけれども、20名程度は利用ができるということですね。

当初、高齢者の多くの方に来てほしいと声をかけてきたところで、たくさんの方が登録をされていると答弁をいただきました。では、初めに申しましたように一部の方から来所の制限がかかったというのはどういうことでしょうか、お伺いをいたします。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

より多くの方に利用していただくために、例えば新規の方を対象にしたイベントを実施する日を設け、その際にふだん御利用いただいている方に遠慮いただくことがあったと聞いております。利用者の方に対して十分な説明ができていなかったこと、また不愉快な思いをさせてしまったことは反省すべき点と考えます。以上です。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) その方に対して、そういうことが起こったということで納得のいくような説明をお願いをしておきます。

次に、あったかふれあいセンターでは下山サテライトと内原野サテライトができていますが、参加状況をお伺いをいたします。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

下山サテライトは平成24年1月から開始しております。その利用状況は年間延べ利用者数、平成23年度102人、平成24年度329人、平成25年度287人でございます。また、内原野サテライトは平成24年11月から開始しております、平成24年度176人、平成25年度217人でございます。以上です。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) 大変繁盛していると、繁盛いうて言われんかもしれませんが、人気があるようですね。本当に集まるところがあるということはいいいことだと思います。

地域にある集会所や公民館でしているサロンや百歳体操が定着してきましたが、このサテライトとの違いをお伺いをいたしたいと思います。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

地域の集会所や公民館で行われておりますサロンやいきいき百歳体操は地域の方々の自主運営となっておりまして、安芸市等が一部支援を行っております。地域のサロンやいきいき百歳体操の開催回数に比べましたらあったかふれあいセンターの開所日数は多くて、複数回利用したい方には好評をいただいております。また、送迎も行っておりまして、自力で行くことが困難な方に利用をいただいております。以上です。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) 下山のサテライトですが、小学校の教室を使っていると前にお聞きをしましたが、下山の地域はあちこち入り組んで遠いところから来たくてもなかなか来れない人には送迎をしているということですのでいいことだと思いました。なかなか利用もされていてよかったです。

これからの課題として男性の方が少ないことが挙げられています。こういう場所でじっと座っていられるのかと思うところですが、男性の利用についての考え方をお伺いをいたします。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

男性の利用者につきましては、平成25年度実績で109人中7人とごくわずかとなっております。今後は男性が参加しやすい介護予防メニューを新たに取り入れていく必要があると考えております。以上でございます。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) おっしゃられたように、確かに参加の方が少ないと思います。どこかで待っている方もおいでるかもしれませんので、頑張ってくださいと思います。

それでは最後に、いつまでも元気でいたい、認知症予防にもなる、みんなと話もしたい、毎日行くところがあるなどあったかはとてもいい役割を果たしていると思います。安芸市で介護予防施設の課題と、これからのあったかふれあいセンターをどのように考えているのかをお伺いをいたします。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

平成24年5月から地域包括支援センターが中心となり、高齢者生活機能評価による高齢者の実態把握を行っております。この実態把握により身体機能低下のおそれがあると判断された場合にあったかふれあいセンターの利用をお勧めしておりますが、御本人様の意向で利用に至らない場合が多く、個人個人の健康づくりや介護予防への意識づけ、また閉じこもりがちな高齢者など、支援の必要な方をあきあったかふれあいセンター等介護予防事業へのつなぎ合わせ等に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) 介護予防では本当にこの安芸市大事な点で、課題もありますけれども一生懸命取り組んでいただきたいと思います。市民課の課長は広範囲の事業を持っていますので大変だと思います。それでも頑張ってくださいと思います。

次に2つ目として公共施設建設に伴うバリアフリーについての考え方をお伺いしてまいります。最近、安芸市の公園ではバリアフリーを考慮した公衆トイレがふえています。こうした新設される公共的な建物を考えるとき、公園トイレは財産管理課が担当しているところですが、場所や設計は基準があると思いますが、どのようにしているのかをお伺いをいたします。

○川島洋一議長 財産管理課長。

○大城雄二財産管理課長 通称バリアフリー法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律というものがございます。また、高知県にはひとにやさしいまちづくり条例というものがございます。法律、条例それぞれの政省令や県規則でさらに具体的な基準がございます。また、高知県では具体的な施設の整備例を盛り込みましたこういったマニュアルがございまして、これも参考にしています。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) 公園トイレは本当に安芸市はたくさんできました。古いトイレを改修して障害者も使えるようにトイレが改修されました。最近新しいのでは港町1丁目にできたということをお聞きをいたしました。県条例、ひとにやさしいまちづくり条例としてバリアフリーを推進しています。こうした中で担当課とお話をしたところですが、やはり使う人の身になって考えるということを基本に置いてほしいと思います。つくった人がどんなにして使っているかなとか、そういう疑問も持ってほしいと思うがです。そういうところを公園トイレについては言っておきます。いろいろ使ってみて、この前弥太郎公園で水道の蛇口から水が噴水のように出た。それはとまらない、そのままざーっと出るという手洗い場になっているのです。だからいろんな面で考えてほしいと思います。これはそのままで行きます。

バリアフリーについては、ひとにやさしいまちづくり条例がありますが、「高齢者や障害者の行動上の特性を理解した上で、多様なバリアを想定し、これらを解決するため必要な整備基準を策定する」としています。「単に高齢者や障害者に配慮した設計をするだけでなく、誰もが安全かつ快適に利用できる施設整備を行うための基準とする」とありますが、最近、県立あき総合病院、県総合庁舎などが新設されました。まだ完全ではありませんが、使われるようになりました。一般の皆さんもそうですが、高齢者や障害者にとっても使い勝手、利用しやすいことが一番です。でき上がってからでは改善が難しい点が出てまいります。標準的な配慮はされていますが、それ以上のことが必要になってまいります。今後、耐震化に伴う安芸市での建設予定がされる市役所庁舎、図書館、市民会館、防災関連施設など、一歩も二歩も進んだバリアフリーを加えてほしいと思っていますが、当市のバリアフリーに対しての見解をお伺いをいたします。

○川島洋一議長 財産管理課長。

○大城雄二財産管理課長 先ほど申し上げました法令に準拠いたします。しかし単に標準設計を組み合わせるだけではなくて、また高齢者や障害者だけではなく、ユニバーサルデザインつまり利用者の個性に対応するきめ細かさが望まれると考えております。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) 担当課の課長はそういうふうにおっしゃいましたが、ちょっと述べさせていただきますけれども、今度防災センターができました。とてもよかったと思っていますけれども、私、消防長にお会いしに行ったことがございます。そのとき初めて2階へ上がったがです。初めてじゃなくて内覧会みたいなのは行きました。お会いしに行ったのは初め

てでしたので、そのときに上がる時はエレベーターで上がりました。帰るときに大変困ったことがありました。エレベーターの位置がわからなかったがです。それはどうしてかという、あそこエレベーター2階まで上がりましたが、壁とエレベーターのドアが同じ色をしているがです。それでエレベーターの位置がわからなかった。私は視覚に障害がありますので、それを感じたということです。皆さんいろんなバリアフリーを思っていると思いますけれども、いろんな障害を持っていますので、そこら辺を本当に財産管理課の課長、配慮をしていただきたいと思っています。

次に質問いたします。県立あき総合病院ができましたけれども、これも同じように内覧会に行ったときにはわかりませんでしたけれども、実際に診察に行くと、皆さんあき病院においでになったと思います。周りが大変淡い色調で統一されています。私のように視覚障害者は境がわかりづらいということが挙げられます。大変困ったことがあります。あき病院自体は都会的なつくり方になっていると思います。こういう中で今は案内の方もおいでますので、すぐに気がついたらどこへ行かれますかとかいうて言ってください。けれども、もう少したつと総合案内ぐらいになるとと思いますので、大変苦労すると、なれてくればそうでもないんですけども、苦労するところがあると思います。あき病院の中に入っていきますと、手すりがありますが、その手すりが私たちには見えづらい。本当に線に見えるのです、上と下が同じような色で。手すりがあってもそれが線に見える。手すりではないという感じですね。それにまだ診察室が両方にあるので、手すりがあっても椅子が置いてある。使えない。そんな状況にあります。とても、県条例があってもこういうされ方をされると困るということがわかりました。大変、視覚障害者、車椅子乗っている方も高齢者の方もいろんな目線で見られると思いますけれども、建ててからでは遅いということを言いたいと思います。

こうしたことから、後からではなく設計段階から考えることが大事ではないでしょうか。安芸市でも県でも障害者、また障害者に一番近いところにいる担当課や関係している団体などに入ってもらい、標準ではなく、今さっきも課長おっしゃいましたが標準以上にバリアフリーをよいものにしていきたいのです。例えば、視覚障害では高知県盲学校の中にルミエールサロンというところがあります。視覚障害者の機器展示室と専門の指導員がおいでです。この方たちは、日常生活に困ったときに私たちが相談に乗ってもらったり、自宅まで来て訪問指導をしたりして、いろんなことを教えております。最近、県民文化ホールがバリアフリー化されました。ルミエールサロンの指導員が県民文化ホールの改修時に実際に現場に入って意見を取り入れた部分があるそうです。こうした専門家や実態に合った意見を取り入れた新建設を進めていくことを提案をいたします。安芸市の公共施設が古くなってきています。階段を上がるのが困難になってきた、エレベーターがない、高齢者の声がたくさん今出てきています。こうした中で、公共施設を建設するに当たり真剣に取り組んでほしいと考えています。私の提案をどう考えるか、お伺いをいたします。

○川島洋一議長 財産管理課長。

○大城雄二財産管理課長 御提案ありがとうございます。

例えば障害者の使い勝手については、設計者が単に車椅子に乗ってみるだけではイメージし切れません。そういった意味では障害者支援を担当する部署あるいは障害者御自身からも御意見をいただくといった取り組みもまさに重要だと考えます。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9番(安藝久美子議員) ありがとうございます。

大変高齢化も進みまして、たくさんの高齢者の方はもっとえいものを建ててほしいとかいろんな意見が出てまいります。こうした意見を取り入れ、また関係機関、いろんな障害者、高齢者の方も取り入れ、また一般の方にも意見をお聞きをしていただきたいと思います。本当にいいものにつくれることを期待をいたしまして質問を終わります。

○川島洋一議長 以上で9番安藝久美子議員の一般質問は終結いたしました。

お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度にとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川島洋一議長 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度にとどめることとし、あす午前10時再開いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後3時55分